

Step1 設置

住宅用火災警報器の設置は
全ての住宅に義務化
されています。

住宅用火災警報器

設置は適正な場所に！！



住宅用火災警報器とは？

火災により発生する熱又は煙を自動的に感知して、ブザー音や音声により火災の発生をいち早く知らせ避難をうながす器具です。



煙式

煙を感知して火災と判断します。熱式よりも火災を早く感知できます。



連動型

ひとつが火災を感知するとほかの全ての警報器が鳴ります。無人の場合でも他の場所で警報音を発しますので、早期発見に効果的です。



熱式

熱を感知して火災を判断します。炎が上がってからでないと警報音は鳴りません。



火災・ガス複合型

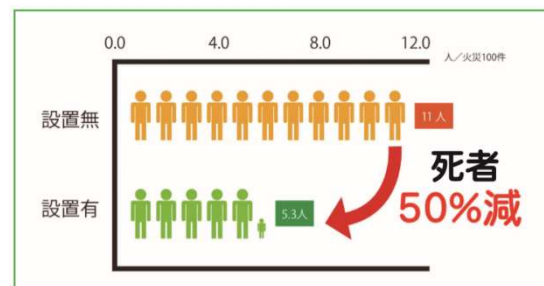
火災の他にガス漏れや一酸化炭素も検知できる警報器です。台所などへの設置がおすすめです。

住宅用火災警報器には、国の定める技術上の規格があり、平成26年4月1日以降から、下記の適合表示が付された製品が検定制による適合品として販売、設置されています。



◇ 住宅用火災警報器の効果に注目

設置している場合は、いない場合と比べて死者の数は半減。
焼損床面積と損害額も大幅に減少。
住宅用火災警報器の設置で、火災の被害を少なくできます！



◇ いざという時に頼れる住宅用火災警報器

天ぷらをあげているのに、火を消さずその場をはなれてしまった・・・
タバコの火が座布団に落ちたのに、気付かなかった・・・

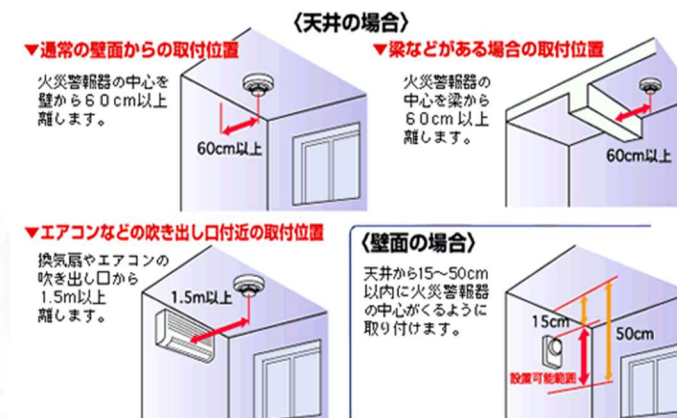
家族全員が寝ている夜中の火災・・・

こんなとき、住宅用火災警報器がすぐに火災を警報でお知らせ！
初期消火や素早い避難をすることができます。



どの部屋に設置するの？

取り付ける場所は、全ての寝室と、2階以上に寝室がある場合の階段室、台所です。



どのようなものを選べばいいの？

煙式と熱式がありますが、**煙式を選んでください**。火災の発見をいち早く知るためには、**煙式が有効です**。台所も煙式ですが、台所が狭くどの場所も煙又は蒸気が滞留するときは、熱式の住宅用火災警報器を選んでください。**(煙式は煙が出た階段で警報音が鳴り出すのに対し、熱式は炎が上がってからでないと警報音はなりません！)**

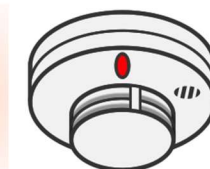
Step2 点検

住宅用火災警報器の電池切れ、故障は**簡単**にチェックできます

住宅用火災警報器

誰でも簡単！！
点検も忘れずに！！

住宅用火災警報器
Fire Alarm



住宅用火災警報器が適切に機能するためには維持管理が重要です。「いざ」というときに住宅用火災警報器がきちんと働くよう、日頃から作動確認とお手入れをしておきましょう。

◇ 点検は定期的に

本体のボタンを押すか、付属のひもを引きます。
正常な場合、正常を知らせる音声や警報音が鳴ります。
少なくとも年に2回は点検しましょう。
(春・秋火災予防週間の時期に実施することを推奨しています。)

正常な場合は？

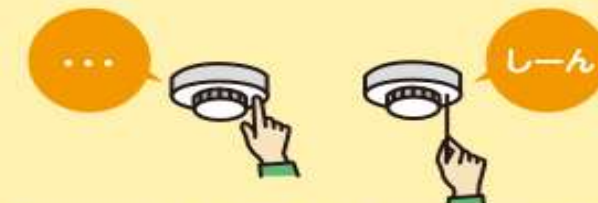
正常をお知らせするメッセージまたは火災警報音が鳴ります。



注) 警報音はメーカーや製品により異なります。

音が鳴らない場合は？

電池がきちんとセットされているか、ご確認ください。



それでも鳴らない場合は、「電池切れ」か「機器本体の故障」です。取扱説明書をご覧ください。

Step3 交換

住宅用火災警報器は設置から**10年**が交換の目安です

住宅用火災警報器

10年を目安に交換しましょう！！



いつまで使えるの？

住宅用火災警報器は、概ね10年で機器ごと交換が必要です。（一部5年のものがあります。）本体に自動試験機能付きの文字が有効期限のいずれかが表示されています。



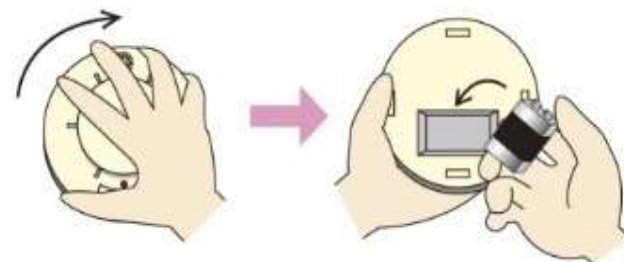
自動的に本体の機能を試験して異常が生じたり、本体の寿命がきたらブザーや音声などで知らせます。



記載されている時期までに交換が必要となります。

電池交換を忘れずに！

電池式の住宅用火災警報器は、電池寿命が近づくと音や光で交換時期を知らせてくれますので、速やかに新しい電池に交換してください。



◇ 新しく交換する際は、生活に適した機器を！！

火災などの危険に対して、より安心できるさまざまな機能を兼ね備えた機器の設置を検討しましょう。

連動型住宅用火災警報器

作動した警報器から他の部屋の警報器へ連動させて警報を行い、火災発生にいち早く気づけます。

部屋数の多い住宅にお勧めです。



CO警報器複合型住宅用火災警報器

火災だけでなく、家庭内で発生する一酸化炭素を検知します。

石油ストーブなどの燃焼機器を使用する方にお勧めです。



屋外警報装置

インターホンなどを通じて火災発生を家の外にも知らせます。通行人等の通報や、初期消火等の協力が期待できます。

一人暮らしや、お年寄りのみの世帯にお勧めです。



補助警報装置

火災を感知した際に、警報音以外の光や振動などで火災の発生をお知らせする付属機器です。

お年寄りや目・耳の不自由な方にお勧めです。



塩釜地区消防事務組合消防本部

予 防 課 電話 361-1619
多賀城消防署 電話 355-9704
七ヶ浜消防署 電話 357-4349

塩釜消防署 電話 361-1621
松島消防署 電話 354-4226
利府消防署 電話 356-2251



塩釜地区消防事務組合
マスコットキャラクター
塩防くん(しおぼうくん)

住宅用火災警報器の

設置は義務です！



住宅用火災警報器は、火災による死者をなくすための切り札として、消防法の改正により、塩釜地区消防事務組合火災予防条例が改正され、**すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。**

当消防本部では、普及促進に向けて様々な取り組みを行っております。その一つとして、個別訪問による住宅用火災警報器の設置率調査を行っております。（令和2・3年は新型コロナウイルス感染症に伴い電話等による調査を行いました。ご協力ありがとうございました。）

消防本部（塩竈市・多賀城市・松島町・七ヶ浜町・利府町）の設置率は、全国平均を上回っているものの、宮城県においては他の消防本部と比較すると最下位となっています。

住宅用火災警報器の設置率調査結果

令和2年7月1日現在

	設置率 (※1)	条例適合率 (※2)
塩釜地区消防事務組合 消 防 本 部	86.5%	79.4%
宮 城 県	92.1%	69.1%
全 国 平 均	82.6%	68.3%

※1 「設置率」とは、火災予防条例で設置が義務付けられている住宅の部分のうち、一箇所以上設置されている世帯の全世帯に占める割合です。

※2 「条例適合率」とは、火災予防条例で設置が義務付けられている住宅の部分全てに設置されている世帯の全世帯に占める割合です。

このような状況を改善するため消防本部では、住宅用火災警報器の設置に関し**重要な3つのポイント**を推し進めるため住宅用火災警報器の**設置促進「step1・2・3」運動**を展開しております。



住宅用火災警報器

火災から大切な命と財産を守ろう！！

住宅用火災警報器
Fire Alarm



Step1 設 置

住宅用火災警報器の設置は**全ての住宅に義務化**されています

Step2 点 検

住宅用火災警報器の電池切れ、故障は**簡単**にチェックできます

Step3 交 換

住宅用火災警報器は設置から**10年**が交換の目安です